

「勤労者皆保険」提唱 負担の形、示すことが先決だ 社説22年5月31日

2022/5/31 10:08 (JST)© 株式会社河北新報社 トピック社説

「勤労者皆保険」提唱 負担の形、示すことが先決だ 社説(5/31) | 河北新報 (nordot.app)

岸田文雄政権が全世代型社会保障構築本部の中間整理で「勤労者皆保険」の実現を打ち出した。働く人なら誰でも会社員と同じような被用者保険(厚生年金・健康保険)に加入できるようにしようという考え方だ。

「働き方に中立的な社会保障制度」(岸田首相)の構築を目指すというが、例によって財源論を組み込んだ抜本策は示していない。

これまで厚生年金に加入できなかったパートやフリーランスの人たちも対象に加えることで受給額を 手厚くし、老後の安心につなげるという趣旨に異論はない。ただ肝心の「負担と給付」の形がイメージで きなければ、実のある議論は望めまい。

2040 年には 65 歳以上の高齢者数がほぼピークの約 3900 万人に達する一方、保険料を負担する現役世代は現在の約 7500 万人から約 6000 万人に減少する。

高齢者 1 人を支える現役世代はわずか 1.5 人となり、思い切った改革を進めない限り、制度は崩壊しかねない。

社会保障の担い手をいかに増やし、負担増をどう分かち合うのか。参院選前にせめて具体化への方向性を示し、国民に問うのが筋だろう。

年金、医療保険は就業形態によって制度が異なる。会社員らの厚生年金は報酬に比例して保険料と年金額が決まる一方、自営業者らの国民年金は定額の保険料を納め、年金は収入にかかわらず満額で月約6万5000円だ。

会社員らが比較的高い給付を得られるのは年金や健保の保険料を本人と勤務先の企業などが折半しているためで、被用者保険の適用対象を広げることは、事業主負担の増大に直結する。

厚生年金の対象拡大への布石として、政府は昨年 4 月施行の改正高年齢者雇用安定法で、70 歳まで働ける機会の確保を企業の努力義務とした。

パートら短時間労働者が加入できる企業要件も2年後までに「従業員501人以上」から「51人以上」に緩和することを既に決めている。

中間整理では、こうした流れを加速し、企業規模要件の撤廃に加え、フリーランスやインターネットを 通じて単発の仕事を請け負う「ギグワーカー」らの加入を促す議論を提唱している。

厚生労働省の試算では、加入制限をなくした場合、新たに 125 万人が被用者保険の対象となり、事業主 負担は年間 3160 億円増加する。

企業にとっては人件費の純増となり、雇用、賃上げの阻害要因となるのは必至だ。特に中小零細企業ほど大きな打撃となるに違いない。

国費負担なしでセーフティーネットを拡大できる勤労者皆保険は、政権にとっては好都合でも、企業や既存加入者に過大なしわ寄せが生じれば実現はおぼつかない。負担と給付の全体像を早急に示した上で丁寧な議論を求めたい。